

CATV専門チャンネル及びSTB利用契約約款

株式会社日本ネットワークサービス(以下、「NNS」という。)と、NNSが行う有線一般放送施設においてセットトップボックス(以下、「STB」という。)を利用してデジタル放送役務の提供を受ける加入者(以下、「加入者」という。加入者とは、契約者と使用者等を総称したものです。)との間に締結される契約(以下、「契約」という。)は、以下の条項によるものとします。

第1条(役務)

- NNSは、総務大臣の認めた、定められた区域においてSTBを経由し、加入者に次のデジタル放送役務の提供を行います。
- ※ 定められた区域内においても視聴できない場合があります。
- ① 通信衛星(CS)又は地上回線経由の番組の送信
 - ② 放送衛星(BS)経由の番組の送信(ただし、有料チャンネルは別途放送事業者との契約が必要となる場合があります。)
 - ③ 放送事業者の地上デジタル放送の同時再放送
 - ④ NNSが自主編成するデジタル放送の送信

第2条(契約の成立)

- 利用申込みは、集合住宅等を除き原則として、テレビ利用契約者が契約者となり行うものとします。
2. 契約は利用申込者が予め本約款を承諾の上、CATV専門チャンネル及びSTB利用契約書(以下、「利用契約書」という。)を提出し、NNSが承諾したときに成立するものとします。ただし、NNSは利用契約書の提出があった場合でも次に該当する場合には申込みを承諾しないことができるものとします。
- ① 設置場所に別途当社加入契約がない場合
 - ② 技術的な理由により施設設置が困難な場合
 - ③ 利用申込書が本約款に違反するおそれがある場合
 - ④ NNSが指定するクレジットカードによる決済ができない場合
 - ⑤ 利用申込者が未成年であり、法定代理人の同意が得られない場合
 - ⑥ 不特定多数者の用に供する場所および入場料を徴収する場所など、利用申込者がNNSの放送する番組の著作権その他を侵害するおそれがあると認められる場合
 - ⑦ NNSの既知集合住宅においての申し込みで、その住宅に関するNNSの料金に滞納がある場合
 - ⑧ その他、NNSとの契約において、その契約の料金に滞納がある場合

第3条(契約の単位)

契約の単位は、同一世帯であってもSTB毎とします。

第4条(セットトップボックス)

- NNSは、デジタル放送を受信するために必要な機器であるSTBおよびリモートコントローラ等の付属品を加入者に販売します。
- 尚、付属のBS_地上デジタル放送用ICカード(以下、「B-CASカード」という。)およびCATVデジタル放送用ICカード(以下、「C-CASカード」という。)の取り扱いについては第20条、第21条の規定によるものとします。
2. 前項によりNNSが加入者へ販売したSTB、およびリモートコントローラについてはSTB設置工完了日から12ヶ月保証するものとし、この保証期間内において故障が生じた場合には、NNSは無償にてその修理、交換、その他の必要な措置を講ずるものとします。ただし、加入者がSTBを本来の用法に従って使用しなかったときは、この限りではありません。期間を超えて故障した場合は、NNSが修理を受付し、メーカーが対応期間の範囲で修理した場合、その費用は加入者が負担するものとします。
3. 加入者は、NNSが必要に応じて行うSTBソフトウェアのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
4. STBは、NNSの指定する機種のみご利用いただけます。他社エリアのSTBをNNSエリアで使用すること、またはNNSが提供するSTBを他社エリアで使用することはできません。

第5条(料金の適用)

- 加入者が支払う料金は、STB機器の料金、利用料および標準取付費等とします。
2. 前項の料金に関しては、利用契約書に定めるところによります。

第6条(支払い方法)

加入者は、第5条に定める料金をNNSが指定する方法により支払うものとします。

第7条(料金の改定)

NNSは、利用料を改定する場合は、2ヶ月前までに加入者に対して当社所定の方法により通知するものとします。

第8条(役務の停止)

- NNSは、第6条に定める料金を加入者が滞納した場合、その他NNSに対する債務の履行を加入者が怠った場合、NNSは第1条に定める役務はもとより、NNSが加入者に提供するすべての役務の提供を停止することができます。
2. NNSは、支払い方法をクレジットカード決済とする場合、別に定める「クレジットカードに関する特約」第4項に定めるところにより、第1条に定める役務の提供を停止できるものとします。

第9条(設置場所の変更)

- 加入者は、原則としてNNS所定の届出書を提出することによりSTBの設置場所を変更できるものとします。この場合の取り扱いについては、第2条に準じます。
2. 前項の変更に伴う工事は、NNS指定の業者が行うものとし、加入者はその費用を第6条の方法によりNNSに支払うものとします。
3. 設置する場所により本役務の提供ができない場合があります。その場合、NNSは加入者に対し既にお支払いいただいたSTB機器の料金の返金はいたしません。

第10条(STBの譲渡)

加入者が第三者にSTBを譲渡するには、NNS所定の届出書が事前に必要となります。その場合、B-CASカード、C-CASカードはNNSに返却していただきます。また、譲受者は新たにCNNSと本契約が必要になります。尚、この場合、届け出までに係る本契約のすべての料金が完納されていることが条件となります。

第11条(利用契約書記載事項の変更)

- 加入者は氏名、名称、または住所若しくは居所に変更があった場合は、これを証明する書類を添えて速やかに届け出ていただきます。
2. 加入者は、利用契約書に記載した事項について変更がある場合には、文書によってNNSに申し出るものとします。

第12条(NNSの責任事項および免責事項)

- 天災・事変・衛星の故障・気象変動・フェージング等による干渉障害、その他NNSの管理に及ばない理由、およびNNS施設の改修工事など、やむを得ない工事により送信が停止した場合、NNSはその責任を負わないものとします。
2. NNSと加入者の責任分界点は保安器または受信用光伝送装置(ONU)とし、保安器または受信用光伝送装置(ONU)以降利用者の設備に起因する障害、事故および落雷などによる受信機の破壊について、NNSはその責任を負わないものとします。尚、受信用光伝送装置(ONU)の動作維持に必要な電気料金等の費用は加入者の負担とします。
3. 第8条、第13条および第14条の事由により役務の停止、あるいは契約が解除となった場合、加入者が別途支払ったNHKの受信料(衛星受信料も含む)、BS有料放送の加入料、視聴料等が払い戻されず、加入者の不利益、損害等が生じることがあっても、NNSは何ら責任を負わないものとします。
4. 録画機能付きSTBの利用について、録画機能および録画物の再生機能に不具合が生じた場合、また設置場所の変更、故障、解約などにより、機器の交換や撤去を行った際の、録画物の消失についてNNSは何ら責任を負わないものとします。

第13条(受信異常)

- NNSは、加入者からNNSの提供する役務の受信に異常がある旨の申し出があった場合は、速やかにこれを調査し、必要な処置を講ずるものとします。ただし、加入者の受信機および受信設備に起因する受信異常についてはこの限りではありません。
2. NNSが提供する役務の受信に異常があり、その原因が加入者の設備による場合、加入者はその改修に要する費用を負担するものとします。
3. 加入者は、加入者の故意または過失によりNNSの施設に故障が生じた場合、その施設の改修のための費用を負担するものとします。

第14条(サービス内容変更)

- NNSは、やむを得ない事情により第1条に定めるチャンネル内容を変更することがあります。尚、変更によって起こる損害の賠償には応じられません。
2. NNSがサービス内容の変更を行う場合、2ヶ月前までに加入者に対して当社所定の方法により告知するものとします。

第15条(解約)

- 加入者が本契約を解約する場合は、解約希望日の10日前までにNNS所定の届出書にてその旨をNNSに申し出るものとします。この場合、B-CASカード、C-CASカードはNNSに返却していただきます。
2. 前項による解約の場合、第5条による料金を当該解約の日の属する月の分まで支払うものとし、日割り計算による精算はいたしません。
3. 集合住宅の当社利用契約が解約になった場合は、加入者が別途当社利用契約をしない限り本約款を解約するものとします。

第16条(加入者の義務違反による停止および契約解除)

NNSは、加入者がこの約款に違反する行為があったと認められる場合、当該加入者に催告の上、役務の提供を停止し、契約解除の措置を講ずることができるものとします。

第17条(著作権および著作権侵害の禁止)

加入者は、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、NNSが提供するサービスの不特定または多数の人に対する対価を受けての上映、録画装置、その他の方法による複製、およびかかる複製物の上映、その他NNSが提供しているサービスに対して有する著作権および著作権侵害を侵害する行為をすることはできません。

第18条(視聴年齢制限付コンテンツ)

- サービスには、年齢制限を設けて提供するコンテンツ(以下、「視聴年齢制限付コンテンツ」という。)があります。
2. 視聴年齢制限付コンテンツは、加入者がSTBに設定する任意の暗証番号を用いることにより視聴することができます。暗証番号は、加入者の責任において管理していただきます。加入者の過失により暗証番号が漏洩し、損害が生じてもNNSはその責任を負わないものとします。またNNSは、加入者がSTBに設定した暗証番号の問い合わせについてはお答えできません。
3. NNSは、視聴年齢に満たない加入者が視聴年齢制限付コンテンツを視聴したことによる損害について、その損害を賠償いたしません。

第19条(放送内容の変更)

NNSは、やむを得ない事情により放送内容を変更することがあります。尚、変更によって起こる損害の賠償には応じません。

第20条(B-CASカードの取り扱い)

- NNSはSTBの加入者に対しB-CASカードを貸与します。B-CASカードはNNSの所有とし、解約後は速やかにNNSに返却するものとします。
2. B-CASカードに関する取り扱いについては、㈱ビーエス・コンディショナルアクセスシステムの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。
3. 加入者は、B-CASカードを破損または紛失した場合は、直ちにNNSに通知し、NNSが再発行することを不適と認めた場合を除きB-CASカードの再発行を受けることができます。加入者は再発行に要する費用を負担するものとします。

第21条(C-CASカードの取り扱い)

- NNSはSTBの加入者に対しC-CASカードを貸与します。C-CASカードはNNSの所有とし、解約後は速やかにNNSに返却するものとします。また、NNSは必要に応じて加入者にC-CASカードの交換および返却を請求することができるものとします。
2. 加入者は、NNSの提供するC-CASカード以外を使用することはできません。
3. 加入者は、NNSの提供するC-CASカードでのデータ追加、変更および改ざんをすることはできません。
4. 前2項が行われたことによるNNSおよび第三者に及ぼされた損害、利益損失については加入者が賠償するものとします。
5. 加入者は、C-CASカードを破損または紛失した場合、直ちにNNSに通知し、NNSが再発行することを不適と認めた場合を除き、C-CASカードの再発行を受けることができます。加入者は再発行に要する費用を負担するものとします。

第22条(禁止事項)

- 加入者は、NNSが提供するサービスを第三者に分配・配線等により供給することは無償、有償にかかわらずできません。
2. 加入者は、NNSの放送サービスの視聴を可能にする目的でNNSが設置した設備、機器等以外の不正な機器等を使用すること、また本来のサービス利用の目的以外でNNSの機器等を使用することはできません。

第23条(不正視聴)

加入者が第22条に違反した場合、違反したときからNNSが提供するすべてのサービスにかかる3倍の料金をNNSに支払っていただきます。

第24条(加入者に関する情報の取り扱い)

- NNSは、サービスを提供するために必要な加入者に関する情報を、適法かつ公正な手段により収集し、適切に取り扱うものとします。また、利用申込者および加入者がNNSに連絡する被紹介者についても加入者に準じて取り扱います。
2. 前項より、収集し知り得た加入者に関する氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所、請求書の送付先等に関する情報をNNSは次の各号の業務の遂行に必要な範囲を超えて利用しないものとします。
- ① サービスの提供(顧客管理、課金計算、料金請求、施工、修理、障害検知、復旧等)を開始、継続、または終了するために利用する場合
 - ② NNSが提供するサービスの加入促進等を目的とした営業活動で利用する場合
 - ③ サービスの新規開発、サービス向上、顧客満足、視聴調査、解約理由の調査・分析を行う場合
 - ④ 加入者から個人情報の取り扱いについて、新に同意を求めため利用する場合
3. NNSは、前項の利用目的に必要な範囲で個人情報業務委託先に預託する場合があります。
4. NNSは、次の各号を除き、本人以外の第三者に個人情報を提供しないものとします。
- ① 本人の同意がある場合
 - ② 加入者のサービス利用に関わる債権・債務の特定、支払い及び回収のため必要な範囲でクレジットカード会社等の関係機関に個人情報を開示する場合
 - ③ 裁判官の発布する令状により強制処分として捜索・押収等「刑事訴訟法第218条」がなされる場合
 - ④ 法律上の照会権限を有する公的機関からの照会「刑事訴訟法第197条第2項」等がなされた場合、その他法令の規程に基づき提供しなけいばならない場合
 - ⑤ 人の生命、身体および財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合
 - ⑥ 個人情報の保護に関する法律「平成15年法律第57条」で認められている場合

第25条(使用する周波数)

NNSが使用する周波数は、同軸伝送路においては上り10MHzから55MHz、下り70MHzから770MHz、FTH伝送路においては上り10MHzから55MHz、下り70MHzから770MHz、950MHzから2602MHzとし、すべての帯域を使用します。また、将来においてそれ以上の周波数を使用することがあります。

第26条(契約者の責任)

契約者は本人はもとより契約書記載の使用者および支払人及び本契約履行に関する事項についてもすべて責任を負うものとします。

第27条(定めなき事項)

本約款に定めなき事項が生じた場合は、NNS、加入者は約款締結の趣旨に従い誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

第28条(約款の変更)

NNSは、あらかじめ加入者に対して当社所定の方法により変更内容を告知することにより、本約款を変更することができます。この場合、料金及びその他の提供条約は変更後の約款によります。

附則

1. NNSは特に必要のある場合は、この約款に特約を付することができるものとします。
2. NHKの受信料は、この契約に関わる料金には含まれません。
3. 原則として、一度頂いた料金はお返しできません。
4. NNSが提供する機器は、諸事情により仕様および料金等が変更されることがあります。
5. 本約款は平成25年1月1日より適用します。
6. 本約款は平成28年5月21日より一部改正のうえ施行します。
7. 本約款は平成29年5月15日より一部改正のうえ施行します。

クレジットカードに関する特約

1. 加入者は、加入者が支払うべきSTB機器料金、標準工事費、サービス利用料等を加入者が指定するクレジットカードでクレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。
2. 加入者は、加入者から申し出をしない限り、継続して前項と同様に料金を支払うものとします。またNNSが、加入者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、加入者が届け出たクレジットカード以外のクレジットカード番号で代金請求を受けた場合も前項と同様に支払うものとします。
3. 加入者は、NNSに届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、遅滞なくNNSにその旨を連絡するものとします。
4. 加入者は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、NNSまたは加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除されても異議を申し立てられないものとします。
5. STBの加入者とクレジットカード名義は同一でなければなりません。